

令和3年度 福岡地方最低賃金審議会
第2回福岡県輸送用機械器具製造業最低賃金専門部会

資料目次

- 資料No.1 令和3年度 福岡地方最低賃金審議会
福岡県輸送用機械器具製造業最低賃金専門部会 委員名簿…………… 1
- 資料No.2 都道府県別特定最低賃金額（輸送用機械器具製造業関係）…………… 3
- 資料No.3 令和3年度 特定最低賃金改正申出の労働協約内訳…………… 5
（輸送用機械器具製造業）
- 資料No.4-1 特定最低賃金の改正の必要性の有無に関する意見書…………… 9
（輸送用機械器具製造業：労働者側）
【令和3年8月17日：第2回運営小委員会資料】
- 資料No.4-2 特定最低賃金の改正の必要性の有無に関する意見書…………… 15
（輸送用機械器具製造業：使用者側）
【令和3年8月17日：第2回運営小委員会資料】
- 資料No.5 令和3年 福岡県賃金実態調査結果…………… 17
（輸送用機械器具製造業）

令和3年度 福岡地方最低賃金審議会 福岡県輸送用機械器具製造業最低賃金専門部会 委員名簿

(令和3年9月8日任命：五十音順)

種別	氏名	現職
公益代表委員	○ ^{つる} 鶴 ^{りえ} 利絵	弁護士
	◎ ^{なかの} 中野 ^{ゆみこ} 由美子	社会保険労務士
	^{ひらい} 平井 ^{さわこ} 佐和子	西南学院大学 法学部 教授
労働者代表委員	^{にしむら} 西村 ^{わたる} 渡	日産労連 九州・中四国地域本部 副本部長
	^{はまさき} 濱崎 ^{たけひろ} 健泰	トヨタ自動車九州労働組合 書記長
	^{よしむら} 吉村 ^{じゅんじ} 淳治	全日本自動車産業労働組合総連合会 福岡地協議長
使用者代表委員	^{たかはし} 高橋 ^{しんすけ} 辰輔	日産自動車九州株式会社 人事・渉外部 人事課 主管
	^{つぼね} 坪根 ^{けんたろう} 謙太郎	トヨタ自動車九州株式会社 人財開発部 労政室長
	^{よしおか} 吉岡 ^{ひでき} 秀樹	福岡県中小企業団体中央会 専務理事

(注) ◎は部会長、○は部会長代理である



Faint, illegible text and a large rectangular frame, possibly a table or form, occupying the central portion of the page.



令和2年度 各都道府県別特定最低賃金改定額(輸送用機械)

資料番号
No.2

(令和2年度最賃額順)

加重平均額:944円(※)

番号	都道府県名	最低賃金の名称	R1年度最賃額	R2年度最賃額	引上額	引上率	県最賃引上額	県最賃額 R2	県最賃額未済	県最賃額との差額	県最賃額との比率	特賃適用者数
1	兵庫(B)	輸送用機械器具製造業	975	978	3	0.31%	1	900		78	108.7%	12,800
2	大阪(A)	自動車・同附属品製造業	969	970	1	0.10%	0	964		6	100.6%	14,110
3	埼玉(A)	輸送用機械器具製造業	961	966	5	0.52%	2	928		38	104.1%	45,500
4	愛知(A)	輸送用機械器具製造業	955	957	2	0.21%	1	927		30	103.2%	275,530
5	香川(C)	輸送用機械器具製造業	953	956	3	0.31%	2	820		136	116.6%	3,670
6	静岡(B)	輸送用機械器具・一般機械	950	951	1	0.11%	0	885		66	107.5%	106,980
7	京都(B)	輸送用機械器具製造業	947	947	● 0	● 0.00%	0	909		38	104.2%	7,850
8	福岡(C)	輸送用機械器具製造業	944	944	● 0	● 0.00%	1	842		102	112.1%	22,870
9	三重(B)	輸送用機械器具製造業	941	942	1	0.11%	1	874		68	107.8%	34,320
10	愛媛(D)	輸送用機械器具製造業	935	938	3	0.32%	3	793		145	118.3%	5,470
11	山口(C)	輸送用機械器具製造業	936	937	1	0.11%	0	829		108	113.0%	16,040
12	滋賀(B)	輸送用機械器具製造業	934	936	2	0.21%	2	868		68	107.8%	9,850
13	岐阜(C)	輸送用機械(自)	930	932	2	0.22%	1	852		80	109.4%	18,080
14	石川(C)	輸送用機械器具製造業	920	922	2	0.22%	1	833		89	110.7%	3,630
15	岡山(C)	輸送用機械(自)	921	921	★ 0	★ 0.00%	1	834				
16	栃木(B)	輸送用機械器具製造業	917	920	3	0.33%	1	854		66	107.7%	22,000
17	山梨(C)	輸送用機械器具製造業	918	919	1	0.11%	1	838		81	109.7%	3,100
18	広島(B)	輸送用機械(自)	914	915	1	0.11%	0	871		44	105.1%	33,030
19	群馬(C)	輸送用機械器具製造業	908	910	2	0.22%	2	837		73	108.7%	41,650
20	熊本(D)	輸送用機械器具製造業	884	888	4	0.45%	3	793		95	112.0%	9,400
21	島根(D)	輸送用機械器具製造業	879	887	◎ 8	◎ 0.91%	2	792		95	112.0%	1,930
22	大分(D)	輸送用機械器具製造業	875	878	3	0.34%	2	792		86	110.9%	8,450
23	秋田(D)	輸送用機械器具製造業	873	877	4	0.46%	2	792		85	110.7%	2,680
24	長崎(D)	輸送用機械器具製造業	875	875	★ 0	★ 0.00%	3	793				
25	福島(D)	輸送用機械器具製造業	869	870	1	0.12%	2	800		70	108.8%	9,850
26	山形(D)	輸送用機械器具製造業	858	861	3	0.35%	3	793		68	108.6%	4,910
27	神奈川(A)	輸送用機械器具製造業	855	855			1	1012	○			
28	東京(A)	輸送用機械器具製造業	838	838			0	1013	○			

※「◎」は最大値、「●」は最小値。なお、「★」は金額審議を経ていないため、加重平均額の算定にあたっては含めず。また、「県最賃額未済」も当該算定には含めず。

令和3年度 特定最低賃金改正決定申出状況(その1)

資料番号
NO. 3

申出日	特定最低賃金名	申出代表者	申出ケース		適用労働者数 (A)人	合意した 又は協約 適用労働者数 (B)人	合意者又は 協約適用労働者割合 (%) $\frac{(B)}{(A)} \times 100$
			労働協約	公正競争			
令和3年6月17日	福岡県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業	日本基幹産業労働組合連合会 福岡県本部 委員長 幸野 直通	○		6,900	4,060	58.8%
令和3年6月29日	福岡県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	全日本電機・電子・情報関連産業労働組合連合会・福岡地方協議会 議長 大塚 康宏	○		20,600	8,285	40.2%
令和3年6月30日	福岡県輸送用機械器具製造業	自動車総連福岡地方協議会 議長 吉村 淳治	○		22,900	11,455	50.0%
令和3年6月30日	福岡県自動車(新車)小売業	自動車総連福岡地方協議会 販売部門連絡会 委員長 佐藤 栄一	○		9,600	7,748	80.7%
令和3年6月30日	福岡県百貨店、総合スーパー	UAゼンセン福岡県支部 支部長 西 央人	○		16,000	5,491	34.3%

※合意者又は協約適用労働者割合については、小数点第2位を四捨五入

令和3年度 特定最低賃金改正決定申出状況(その2)

申出日	特定最低賃金名	申出代表者	申出ケース		合意した 又は協約 適用労働 者数(B)	合意者又は 協約適用労働 者割合 $\frac{(B)}{(A)} \times 100$	協定最低 賃金額 (C)	差額 (C-D)
			労働 協約	公正 競争				
令和3年6月17日	福岡県製鉄業、製 鋼・製鋼圧延業、 鋼材製造業	日本基幹産業労働組合 連合会 福岡県本部 委員長 幸野 直通	○		4,060人	58.8%	980円	4円
					6,900人		976円	100.41%
令和3年6月29日	福岡県電子部品・ デバイス・電子回 路、電気機械器 具、情報通信機械 器具製造業	全日本電機・電子・情報 関連産業労働組合連 合会・福岡地方協議会 議長 大塚 康宏	○		8,285人	40.2%	987円	60円
					20,600人		927円	106.47%
令和3年6月30日	福岡県輸送用機 械器具製造業	自動車総連福岡地方協 議会 議長 吉村 淳治	○		11,455人	50.0%	966円	22円
					22,900人		944円	102.33%
令和3年6月30日	福岡県自動車 (新車)小売業	自動車総連福岡地方協 議会 販売部門連絡会 委員長 佐藤 栄一	○		7,748人	80.7%	986円	45円
					9,600人		941円	104.78%
令和3年6月30日	福岡県百貨店、総 合スーパー	UAゼンセン福岡県支部 支部長 西 央人	○		5,491人	34.3%	900円	11円
					16,000人		889円	101.24%

※合意者又は協約適用労働者割合については、小数点第2位を四捨五入

令和3年度 特定最低賃金改正申出の労働協約内訳

【産業】輸送用機械器具製造業

最低賃金に関する協約当事者		協定年月日	協約適用 労働者数	協定最低賃金 (時間額)	協定最低賃金 (時間額)	協定最低賃金 (時間額)
使用者(事業場)	労働組合			令和3年度	令和2年度	令和元年度
〇〇株式会社	〇〇労働組合	令和3年4月15日	8,369名	¥993	¥993	¥993
〇〇株式会社	〇〇労働組合	令和3年4月1日	337名	¥1,021	¥1,021	¥1,020
〇〇株式会社	〇〇労働組合	令和3年6月1日	173名	¥1,054	¥1,054	¥1,030
〇〇株式会社	〇〇労働組合	令和2年6月25日	93名	¥1,005	¥1,005	¥980
〇〇株式会社	〇〇労働組合	令和3年4月8日	1103名	¥978	¥978	¥977
株式会社〇〇	〇〇労働組合	令和2年6月1日	921名	¥1,017	¥1,017	¥1,017
株式会社〇〇	〇〇労働組合	令和3年4月1日	257名	¥971	¥971	¥971
株式会社〇〇	〇〇労働組合	令和2年6月8日	202名	¥966	¥966	—
合計			11,455名	最低:¥966	最低:¥966	最低:¥971

特定最低賃金の改正決定の必要性の有無に関する意見書

資料番号

NO. 4-1

1 労使の別(該当箇所をチェック) 労働者代表意見 使用者代表意見

2 適用される特定最低賃金(該当箇所をチェック)

- 製鉄業、製鋼・製鋼圧延、鋼材製造業
- 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業
- 輸送用機械器具製造業
- 百貨店、総合スーパー
- 自動車(新車)小売業

3 業種(事業内容): 輸送用機械器具製造業

4 特定最低賃金の改正決定の必要性の有無に関する意見

① 改正決定の必要性(該当箇所をチェック) 有 無

② 理由・背景等

(所属する組合・企業だけではなく、できるかぎり産業全体としての意見を含めること)

1-1. 昨年の小委員会に於いて、賃金改正における判断を現下の新型コロナウイルス感染症による影響の可否判断を行うには時期尚早との結論に至り、判断を先延ばしにし、今期も継続して改正の水準を論議する事を決めた背景からも、改正決定の必要性有りを前提に意見を述べる。

1-2. 自動車産業は我が国の就業人口のおよそ1割を占める基幹産業であり産業を活性化させることが、日本全体の経済活性化、さらには地域経済の活性化に繋がるものである。

また、福岡県における適用労働者数は22,900名と昨年比(23,000名)99.6%と高止まりしており2015年対比では146%(15,700名)と福岡県内においても基幹産業で有ると共に昨年危惧した雇用の喪失は数値上みられない。

2. 高い付加価値生産性を生み出す自動車産業において、不当に低廉な賃金が横行することは、産業内の公正な競争環境を阻害し、自らの高い付加価値生産性を毀損することにも繋がりがかねない、他産業に比べ産業内の賃金格差が大きい実態にある。全ての労働者の生活安定と事業の公正競争の確保を図るためには、賃金格差の是正に寄与すべく、特定(産業別)最低賃

金の設定と適正水準への改善が不可欠である。

また、自動車工業会・部品工業会として、H19年に経済産業省が策定しその後改定された「自動車産業適正取引ガイドライン」に基づき、会員企業を中心として自主行動計画を作成し、「下請け中小企業振興法」に基づく「振興基準等の改正を踏まえ」適正取引をさらに一步進めるために、「調達5原則」を「適正取引推進宣言」として表明し、サプライチェーン全体の適正化への姿勢を示し行動に移し4年となり、中小零細企業において、商品の適正価格や、人手不足及び最低賃金引き上げによる影響を加味した取引価格設定の土壌が浸透しつつある。

3. 2021年の総合生活改善の取り組みにおいては、過去7年の取り組みにおいて、自動車産業を支える中小企業、非正規労働者の更なる底上げを図ることなどを通じて、日本経済・自動車産業全体を持ち上げ、健全で持続的な成長へとつなげるべく、自動車総連全体で力を合わせ、前進させる取り組みを行った。

自動車総連の賃金改善分獲得状況は企業別規模では300人未満の賃金改善分は、1,441円(1,393円)と平均を6年連続上回る最も高い賃金改善分獲得額となった。また非正規雇用で働く仲間の平均回答額は11.8円/時(同14.3円/時)となった。

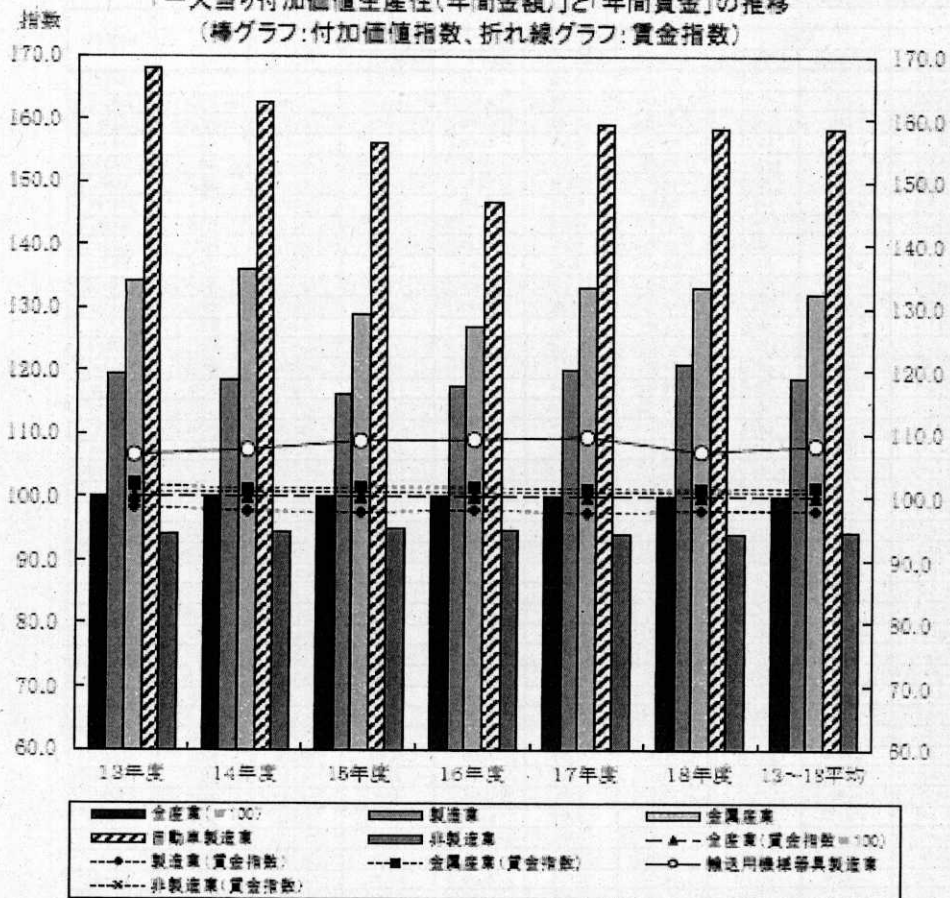
4. 企業内最低賃金についても、自動車総連の平均締結額は162,827円(7/16時点)で、昨年の162,021円から806円以上引き上げとなり、これを時給に換算(*)すると、1,001円となる。 *製造部門の所定労働時間1,952hより算出

5. 特定(産業別)最低賃金は地域別最低賃金とは大きく性格が異なるものであり、産業の健全発展に寄与すべく、地域別最低賃金の上に、自動車産業にふさわしい水準で特定(産業別)最低賃金を設定していくことが重要である。従って、産業にふさわしい水準に引き上げなければならない。

とりわけ、地域別最低賃金が格差是正のもとに有額回答された本年においては、特定(産業別)最低賃金についても、地域別最低賃金に対する水準的優位性を維持・拡大すべく確実に引き上げる必要がある。

以上の理由により、福岡県輸送用機械器具製造業の特定最低賃金改正の必要性を強く求めます。

「一人当たり付加価値生産性(年間金額)」と「年間賃金」の推移
 (棒グラフ:付加価値指数、折れ線グラフ:賃金指数)



資料出所:財務省「法人企業統計」、厚生労働省「毎勤統計」、「賃金構造基本統計調査(賃金センサス)」をもとに自動車製造労働政策局が作成
 <注>「年間賃金指数」は産業計企業規模計を基準として性・学歴・年齢・勤続を同一条件としたパーセントによって算出

生産統計(四輪) 種別×車種 2020年1月-2021年4月 (単位:台)

	乗用車				トラック				バス	全車種合計
	普通乗用車	小型乗用車	軽自動車	乗用車小計	普通トラック	中型トラック	軽自動車トラック	トラック小計		
2020年1月	414,098	228,242	136,515	889,255	38,402	22,894	32,312	94,008	9,152	762,315
(前年比)	294,861	29,427	-7,880	316,378	26,283	4,080	-1,300	29,063	8,209	324,940
	248.0%	32.1%	-6.2%	92.5%	204.9%	21.6%	-3.8%	46.4%	972.9%	86.9%
2020年2月	412,142	237,587	117,218	866,947	39,729	24,418	31,490	95,637	8,586	769,161
(前年比)	296,978	21,144	-12,154	265,971	23,728	170	-7,159	16,740	7,629	286,754
	283.9%	18.8%	-16.8%	66.2%	198.2%	0.7%	-18.5%	21.8%	638.2%	60.4%
2020年3月	427,851	254,985	136,246	718,882	40,852	26,499	34,794	101,145	8,737	829,104
(前年比)	229,272	2,090	-39,036	188,336	16,825	-8,154	-13,994	-4,735	6,270	187,892
	209.2%	1.4%	-22.2%	26.0%	70.1%	-24.2%	-27.8%	-4.5%	254.2%	159.2%
2020年4月	289,374	94,780	81,269	359,453	30,557	22,075	18,343	70,975	6,292	426,770
(前年比)	-293,499	-30,030	-34,822	-339,351	-11,747	-4,009	-32,188	-32,040	-1,269	-275,281
	-64.7%	-24.1%	-51.3%	-48.6%	-17.8%	-15.4%	-49.8%	-52.3%	-26.8%	-46.1%
2020年5月	122,179	80,401	46,804	251,384	20,881	15,870	17,825	54,576	2,321	308,961
(前年比)	-303,249	-44,339	-73,282	-425,343	-12,879	-12,320	-12,320	-12,320	-1,269	-464,335
	-71.3%	-37.8%	-60.0%	-62.8%	-61.1%	-37.3%	-53.6%	-48.9%	-77.2%	-61.1%
2020年6月	207,146	110,226	121,814	439,186	25,144	18,979	27,868	72,091	2,349	513,226
(前年比)	-297,445	-23,571	3,110	-217,705	-12,811	-8,284	-12,811	-12,811	-1,830	-256,542
	-53.4%	-17.5%	2.5%	-37.0%	-38.1%	-27.7%	-34.2%	-36.7%	-74.8%	-38.6%
2020年7月	392,263	216,873	127,077	879,313	29,281	22,124	25,974	87,380	4,426	977,367
(前年比)	-154,239	-12,363	-2,214	-167,186	-18,241	-2,310	-12,810	-12,810	-1,830	-199,225
	-30.5%	-7.8%	-1.5%	-21.5%	-38.9%	-8.5%	-7.2%	-21.4%	-60.9%	-22.1%
2020年8月	294,846	92,141	95,240	482,227	24,580	18,048	26,742	69,436	4,214	556,276
(前年比)	-76,578	-12,669	-14,010	-103,256	-10,597	-1,822	-1,822	-1,822	-4,735	-122,210
	-21.1%	-10.2%	-22.8%	-17.8%	-30.1%	-8.4%	-8.0%	-17.0%	-53.0%	-14.0%
2020年9月	447,182	129,984	141,405	717,571	35,487	23,246	33,859	92,592	5,049	821,962
(前年比)	-13,314	4,916	21,895	2,897	-7,146	-1,615	6,146	-5,912	-1,722	-1,722
	-3.0%	4.0%	9.2%	0.4%	-16.9%	-7.2%	23.4%	-2.8%	-27.1%	-4.9%
2020年10月	463,279	129,539	136,844	730,662	40,482	21,866	40,029	101,877	5,582	838,116
(前年比)	29,545	12,895	25,011	63,191	-1,911	-280	4,284	2,811	-3,097	69,626
	6.8%	11.5%	17.8%	9.5%	-3.8%	-1.7%	12.9%	2.8%	-21.7%	7.7%
2020年11月	443,642	207,241	124,980	875,863	40,742	21,617	38,725	101,084	5,230	782,237
(前年比)	-1,869	-19,254	5,844	-14,474	-1,173	876	-361	-1,173	-3,610	-22,296
	-0.4%	-14.5%	4.7%	-2.1%	-2.9%	4.2%	-2.3%	-1.2%	-36.4%	-2.8%
2020年12月	408,215	219,634	126,029	853,877	38,843	19,267	24,645	92,755	5,504	751,629
(前年比)	7,899	8,462	24,916	30,677	99	-1,916	1,447	-373	-4,174	26,299
	1.9%	3.8%	19.2%	5.0%	0.3%	-6.9%	4.9%	-0.4%	-49.1%	3.8%
2021年1月	397,642	201,534	126,770	825,946	38,959	23,294	31,278	93,541	5,542	887,029
(前年比)	-15,441	-18,101	21,895	-71,219	987	600	-1,634	-687	-3,610	-75,296
	-3.8%	-20.8%	10.1%	-10.8%	1.5%	2.6%	-5.0%	-0.9%	-39.4%	-9.9%
2021年2月	365,292	207,825	129,171	699,379	42,778	26,189	34,189	103,156	6,298	764,800
(前年比)	-48,350	-21,611	3,363	-70,568	4,088	1,772	2,669	8,528	-2,021	-54,361
	-13.4%	-21.8%	3.1%	-10.8%	10.5%	7.8%	8.8%	9.1%	-27.0%	-6.9%
2021年3月	452,397	135,144	105,434	742,545	49,097	29,890	41,023	120,010	6,782	869,137
(前年比)	24,716	-13,611	19,578	24,289	8,299	4,392	6,229	28,905	-1,365	41,293
	5.8%	-12.8%	14.2%	3.4%	20.9%	17.2%	17.9%	18.7%	-22.4%	5.0%
2021年4月	381,535	207,195	118,646	607,376	45,789	22,125	38,700	107,014	6,299	721,589
(前年比)	178,181	22,975	57,577	248,733	26,222	90	28,867	38,629	-2,141	262,589
	87.8%	12.1%	44.8%	69.2%	62.1%	0.2%	111.0%	51.8%	-26.8%	64.4%

乗用車車両生産は、2020年9月部会審議以降の状況は、乗用車全体として回復の兆しが見えている。

販売統計(四輪) 時系列×車種 2020年1月-2021年6月 (単位:台)

年次	軽自動車				普通自動車				SUV				全車種合計
	数量	比率	前年比	小計	数量	比率	前年比	小計	数量	比率	前年比	小計	
2020年1月	207,052	82.7%	206,274	201,292	12,813	17,060	20,202	26,140	230	432	702	260,120	
(前年同月)	-12,860	-11.0%	-11,216	-11,216	-1,000	-1,000	-1,000	-1,000	-5	-5	-5	-12,870	
2020年2月	142,006	26.2%	128,697	126,292	15,714	21,277	22,946	22,946	66,849	1,267	2,144	148,142	
(前年同月)	-53,204	-18.0%	-51,072	-50,224	-13,212	-12,952	-12,952	-12,952	3,325	27	18	-53,212	
2020年3月	166,740	103.1%	163,342	160,207	22,940	28,820	32,441	34,067	799	4,200	2,184	168,430	
(前年同月)	-22,524	-22%	-11,913	-17,299	-1,945	-4,700	-2,047	-2,047	-44	-236	-320	-22,572	
2020年4月	141,770	79.8%	141,657	134,231	12,438	16,223	22,949	23,289	230	242	772	142,002	
(前年同月)	-14,220	-14.5%	-13,900	-13,729	-1,820	-2,222	-3,670	-3,670	-10	-20	-20	-14,240	
2020年5月	24,649	94.1%	22,622	174,604	4,264	14,242	14,604	14,604	42,473	1,267	352	42,132	
(前年同月)	-14,207	-24.0%	-14,129	-14,214	-1,022	-1,047	-1,013	-1,013	-1,260	-122	-124	-14,232	
2020年6月	17,680	89.8%	16,722	263,843	22,856	18,244	20,720	22,828	130	240	221	24,171	
(前年同月)	-14,204	-24.0%	-14,202	-14,202	-1,230	-1,704	-2,024	-2,024	-1,000	-1,000	-1,000	-14,204	
2020年7月	123,270	67.2%	122,290	206,771	22,172	19,000	20,940	20,940	64,889	224	420	210,120	
(前年同月)	-12,217	-12.9%	-12,200	-12,200	-1,000	-1,000	-1,000	-1,000	-1,000	-1,000	-1,000	-12,217	
2020年8月	102,270	47.6%	101,270	270,270	22,270	22,270	22,270	22,270	22,270	22,270	22,270	270,270	
(前年同月)	-10,270	-10.2%	-10,270	-10,270	-1,000	-1,000	-1,000	-1,000	-1,000	-1,000	-1,000	-10,270	
2020年9月	146,270	104.1%	136,470	280,470	27,170	22,200	17,720	17,720	78,182	220	427	280,470	
(前年同月)	-23,624	-16.1%	-20,100	-20,100	-1,100	-1,100	-1,100	-1,100	-1,100	-1,100	-1,100	-23,624	
2020年10月	127,270	89.2%	126,420	294,823	24,977	19,268	20,111	20,111	66,472	122	224	294,823	
(前年同月)	102,080	22.7%	102,080	102,080	22,080	22,080	22,080	22,080	22,080	22,080	22,080	102,080	
2020年11月	127,480	94.0%	127,480	296,480	22,480	22,170	20,480	20,480	71,200	12	44	296,480	
(前年同月)	22,480	-10.1%	22,480	22,480	22,480	22,480	22,480	22,480	22,480	22,480	22,480	22,480	
2020年12月	122,222	78.2%	122,222	297,222	22,222	22,222	22,222	22,222	22,222	22,222	22,222	297,222	
(前年同月)	122,222	100.0%	122,222	122,222	122,222	122,222	122,222	122,222	122,222	122,222	122,222	122,222	
2021年1月	122,222	78.2%	122,222	297,222	22,222	22,222	22,222	22,222	22,222	22,222	22,222	297,222	
(前年同月)	122,222	100.0%	122,222	122,222	122,222	122,222	122,222	122,222	122,222	122,222	122,222	122,222	
2021年2月	122,222	78.2%	122,222	297,222	22,222	22,222	22,222	22,222	22,222	22,222	22,222	297,222	
(前年同月)	122,222	100.0%	122,222	122,222	122,222	122,222	122,222	122,222	122,222	122,222	122,222	122,222	
2021年3月	122,222	78.2%	122,222	297,222	22,222	22,222	22,222	22,222	22,222	22,222	22,222	297,222	
(前年同月)	122,222	100.0%	122,222	122,222	122,222	122,222	122,222	122,222	122,222	122,222	122,222	122,222	
2021年4月	122,222	78.2%	122,222	297,222	22,222	22,222	22,222	22,222	22,222	22,222	22,222	297,222	
(前年同月)	122,222	100.0%	122,222	122,222	122,222	122,222	122,222	122,222	122,222	122,222	122,222	122,222	
2021年5月	122,222	78.2%	122,222	297,222	22,222	22,222	22,222	22,222	22,222	22,222	22,222	297,222	
(前年同月)	122,222	100.0%	122,222	122,222	122,222	122,222	122,222	122,222	122,222	122,222	122,222	122,222	
2021年6月	122,222	78.2%	122,222	297,222	22,222	22,222	22,222	22,222	22,222	22,222	22,222	297,222	
(前年同月)	122,222	100.0%	122,222	122,222	122,222	122,222	122,222	122,222	122,222	122,222	122,222	122,222	

販売統計については、2020年10月以降堅調に推移し前年実績を上回る状況にある。

※上記に記載された内容は、最賃審議会資料としての「公開原則」が適用されますので、ご注意ください。

特定最低賃金の改正決定の必要性の有無に関する意見書

1 労使の別(該当箇所をチェック) 労働者代表意見 使用者代表意見

2 適用される特定最低賃金(該当箇所をチェック)

- 製鉄業、製鋼・製鋼圧延、鋼材製造業
- 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業
- 輸送用機械器具製造業
- 百貨店、総合スーパー
- 自動車(新車)小売業

3 業種(事業内容): 自動車およびその部品の製造業

4 特定最低賃金の改正決定の必要性の有無に関する意見

① 改正決定の必要性(該当箇所をチェック) 有 無

② 理由・背景等

■改定及び引き上げ水準については、より慎重な労使の話し合いが必要と考える。

(1)輸送用機械器具製造を取り巻く環境

▽輸送用機械器具製造業(自動車産業)は、昨今100年に1度の大変革期としてCASE=IT化、自動化、シェア化、電動化等が推進され、世界的な環境規制強化が進む中、2030年代には生産車両をガソリン車から電動車に切替える、脱炭素化の方向に急速に舵を切り始めた。

自動車そのもの、ものづくり自体が大きく変化し、つくり手・提供者も、業界の垣根を超えて多様化し、競争はさらに激化すると予測される。

▽直近では、19年の消費税増税、20年からは想定外の新型コロナウイルス感染症の蔓延により、20年の自動車大手7社の販売台数実績は前年比▲28.9～▲5.1%、九州の自動車生産台数122万台の前年比▲16.3%の下落となった。

有効求人倍率(福岡県)も19年の1.5倍超レベルから最大幅に下落し、21年6月時点でも1.07倍と低迷しており、製造業の求人数も、19年比▲23.7%と低迷している。

鉱工業指数(九州)も、20年後半に100台に戻しつつも21年は上下し、5月時点は、98.3、前月比▲7.1%と不安定である。

▽21年の自動車各社の台数予想は、20年比増加(約6%～10%以上)を見込むが、

コロナ感染症の収束が、先進国で22年央、新興国では23年央といった不安定な予測もあり、足元においては、世界的な半導体関連部品不足やコロナ変異株が拡大中の東南アジアから部品供給不足等の影響により、長期的な減産調整を視野に入れねばならない等、予断を許さない。

▽コロナ感染症収束後は、中長期的には、海外市場拡大(アジア・アフリカ等の新興国)が見込まれ、九州・福岡の輸送用機械器具製造業においても、成長の機会は多々あると展望されるが、一方で、脱炭素化等環境対応、デジタル化・技術革新への対応、少子労働力不足を補う自動化推進等の投資負担は拡大傾向である。

また、米・中国等の海外政争の影響、為替リスク、自然災害の拡大傾向等も前提としながら、福岡・九州から展開していくためには、収益・コスト競争力の強化、更なる原価低減の努力が一層必要である。

▽昨年の輸送機械器具製造業の特定最低賃金は、専門部会にて、使用者側からは、『コロナ禍のマイナス成長下での改定は、地場企業の更なる負担増となり、事業自体の存続にも影響しかねない。企業業績の回復や生産性の向上が見られることが改定的前提』と意見させていただき、労使の話し合いを経た上で、『R2年の改定は、意志をもって見送り(±0)』という結果に至りました。

▽今年も、上記で示したとおり、コロナ禍は続いており、状況に大きな好転は見られず、また、下記(2)に示しているように福岡県の特定最低賃金のレベルは、過去、十分に上昇しており、かつ優位性も十分にあるため、今年の改定・引き上げも、労使での慎重な話し合い、審議・判断が必要と思料します。

(2)特定最低賃金の水準について

▽下記①～③等の優位性を踏まえ、改訂水準を慎重に審議すべきと考える。

① 他都道府県との対比(令和2年度)

- ・[福岡県]特定最賃944円、地域別最賃842円 = 『差額 +102円、差率112%』
- ・[29府県平均] = 『差額 +73円、差率109%』
- ⇒福岡県は差額・差率とも高い(第4位) * 944円は7位の高順位

② 消費者物価指数との対比(H27年=100)

福岡市:101.9 北九州市:103.2(R3年6月) ⇔ 特定最賃:109.8(R2年12月)

③ 福岡県製造業平均賃上げ率との対比

- 平均賃上げ(R3年4月):1.83% ⇔ 特定最賃(R2年12月):0%
- 平均賃上げ(R2年4月):1.70% ⇔ 特定最賃(R1年12月):2.28%
- 平均賃上げ(R1年4月):1.95% ⇔ 特定最賃(R30年12月):2.33%

以上

※上記に記載された内容は、最賃審議会資料としての「公開原則」が適用されますので、ご注意ください。

資料番号

No.5

令和3年

福岡県賃金実態調査結果

(輸送用機械器具製造業)

福岡労働局労働基準部監督課賃金室

目 次

1	調査の概要	1
2	日本標準産業分類（輸送用機械器具製造業関係）	2
3	賃金統計用語の解説について	3
4	令和3年調査結果	
	(1) 就業形態別・賃金階級別 労働者数・分布率	4
	(2) 規模別・賃金階級別 労働者数・分布率	5
	(3) 1時間当たり所定内賃金額の特性値の推移	6
5	最低賃金引上げ額・率と影響率の関係表	7
6	最低賃金に関する基礎調査票	8

調査の概要

1 調査目的

本調査は、福岡地方最低賃金審議会における最低賃金の改正及び決定の審議に資するため実施したものである。

2 調査区域

福岡県全域

3 調査対象事業所の産業及び規模

調査の対象は、日本標準産業分類に定める産業のうち、

E31（輸送用機械器具製造業）常用労働者100人未満規模の民営事業所から、一定の方法により抽出した事業所とした。

ただし、E3191（自転車・同部分品製造業）、E313（船舶製造・修理業、船舶用機関製造業）を除く。

4 調査対象期間及び労働者

令和3年6月分の賃金及び労働時間等について調査対象事業所に所属する全労働者について実施した。

ただし、30人以上の規模の事業所については全労働者の1/2を調査対象労働者とした。

5 調査方法及び各調査票の集計方法

調査は、通信調査により実施し、回収した「最低賃金に関する基礎調査票」により67事業所についてデータベースソフトを用いて集計を行った。

但し、一部の事業所を調査対象としたものであるため、集計に際しては、規模別に母集団データを与え、労働者数の復元を行っている。

6 集計項目

就業形態別・規模別及び1時間当たり所定内賃金額階級別の労働者数

7 規模別・事業所数及び労働者数

規模計		1～9人規模		10～29人規模		30～99人規模	
事業所数	労働者数	事業所数	労働者数	事業所数	労働者数	事業所数	労働者数
217	3,411	101	168	50	614	66	2,629

※ 表中の事業所数は「平成28年経済センサス」に基づく母集団数である。

※ 表中の数値は小数点以下を四捨五入しているため、個々の数値の合計は合計欄の数値と一致しない場合がある。

日本標準産業分類
(輸送用機械器具製造業関係)

311 自動車・同附属品製造業

3111 自動車製造業(二輪自動車を含む)

主として各種自動車(二輪自動車を含む)の完成品及び自動車シャシーの製造並びに組立てを行う事業所をいう。

3112 自動車車体・附随車製造業

主として乗用車、トラック、バスの車体の製造並びに車体のシャシー組付けを行う事業所及びトレーラを製造する事業所をいう。

3113 自動車部分品附属品製造業

主として自動車部分品及び附属品を製造するが、自動車完成品を製造しない事業所をいう。

312 鉄道車両・同部分品製造業

3121 鉄道車両製造業

主として鉄道事業の用に供する機関車、電車、気動車、客車及び貨車並びに特殊鉄道の用に供する車両の製造、修理又は改造を行う事業所をいう。

3122 鉄道車両用部分品製造業

主として鉄道車両用の部分品を製造する事業所をいう。

314 航空機・同附属品製造業

3141 航空機製造業

主として飛行機、滑空機、飛行船及び気球のような航空機の製造若しくは組立てを行う事業所をいう。

3142 航空機用原動機製造業

主として航空原動機及びその部分品を製造するが、完成航空機の製造若しくは組立てを

行わない事業所をいう。

3149 その他の航空機部分品・補助装置製造業

主として他に分類されない航空機部分品及び補助装置を製造するが、完成航空機の組立てを行わない事業所をいう。

315 産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業

3151 フォークリフトトラック・同部分品・附属品製造業

主としてフォークリフトトラック及び同部分品、附属品を製造する事業所をいう。

3159 その他の産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業

主として他に分類されない構内を走行する運搬車両及び同部分品、附属品を製造する事業所をいう。

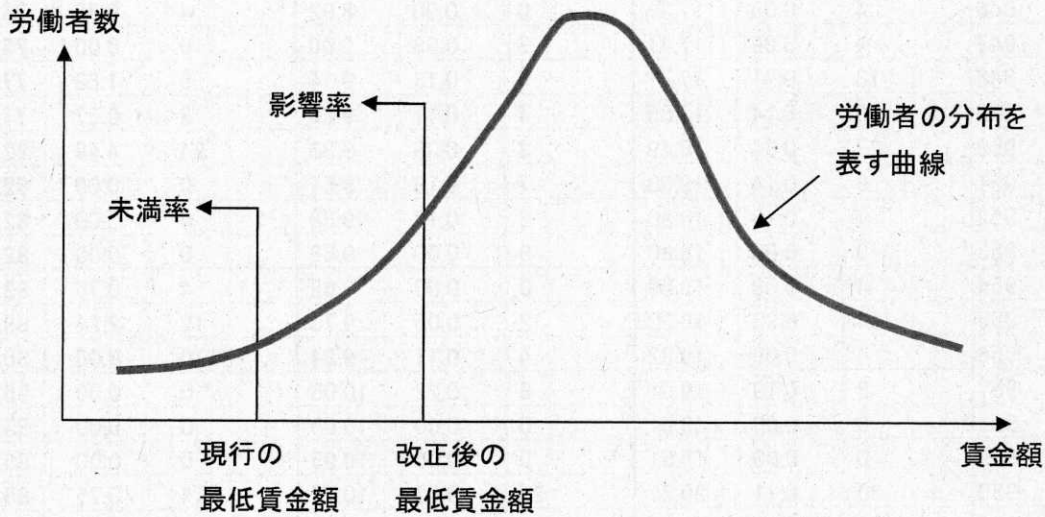
319 その他の輸送用機械器具製造業

3199 他に分類されない輸送用機械器具製造業

主として畜力による乗物(荷牛馬車、馬車、そり、小形そり)及びその部分品、人力車、リヤカーのような他に分類されない輸送車両及び部分品を製造する事業所をいう。

賃金統計用語の解説について

○ 未満率及び影響率のイメージ図



○ 第1・20分位数

集計対象のデータ(数値)を小さい順に並べた時、初めから数えて全体の20分の1(=5%)の順位(位置)にある数値

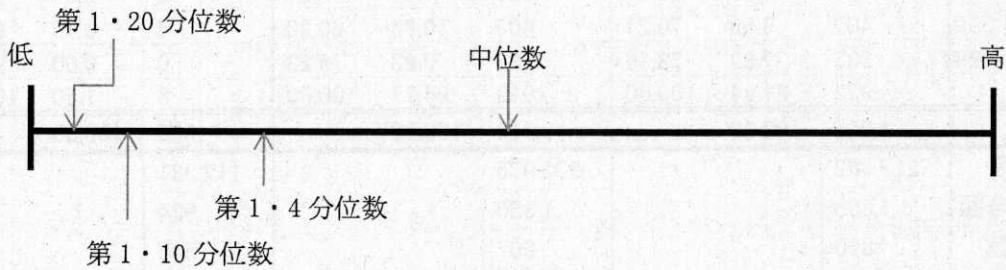
○ 第1・10分位数、第1・4分位数

上記同様、それぞれ全体の10分の1(=10%)の順位(位置)、4分の1(=25%)の順位(位置)にある数値

○ 中位数

※平均値とは異なる

同様に、2分の1(=50%)の順位(位置)にある数値



すべての対象データを小さい順(低い方から高い方)に横に並べたイメージ図

令和3年 就業形態別・賃金階級別 労働者数・分布率

1時間当たり 所定内賃金額	全労働者			一般労働者			パート		
	労働者数	分布 (%)	累積 分布 (%)	労働者数	分布 (%)	累積 分布 (%)	労働者数	分布 (%)	累積 分布 (%)
～ 943	627	14.77	14.77	280	7.55	7.55	347	64.86	64.86
944 ～ 944	63	1.48	16.25	30	0.81	8.36	34	6.36	71.21
945 ～ 945	41	0.97	17.22	21	0.57	8.92	19	3.55	74.77
946 ～ 946	4	0.09	17.31	0	0.00	8.92	4	0.75	75.51
947 ～ 947	4	0.09	17.41	3	0.08	9.00	0	0.00	75.51
948 ～ 948	13	0.31	17.71	5	0.13	9.14	9	1.68	77.20
949 ～ 949	6	0.14	17.86	4	0.11	9.25	2	0.37	77.57
950 ～ 950	27	0.64	18.49	3	0.08	9.33	24	4.49	82.06
951 ～ 951	6	0.14	18.63	7	0.19	9.51	0	0.00	82.06
952 ～ 952	7	0.16	18.80	6	0.16	9.68	0	0.00	82.06
953 ～ 953	0	0.00	18.80	0	0.00	9.68	0	0.00	82.06
954 ～ 954	4	0.09	18.89	0	0.00	9.68	4	0.75	82.80
955 ～ 955	14	0.33	19.22	2	0.05	9.73	12	2.24	85.05
956 ～ 956	4	0.09	19.32	4	0.11	9.84	0	0.00	85.05
957 ～ 957	8	0.19	19.51	8	0.22	10.05	0	0.00	85.05
958 ～ 958	0	0.00	19.51	0	0.00	10.05	0	0.00	85.05
959 ～ 959	0	0.00	19.51	0	0.00	10.05	0	0.00	85.05
960 ～ 960	30	0.71	20.21	25	0.67	10.73	4	0.75	85.79
961 ～ 961	0	0.00	20.21	0	0.00	10.73	0	0.00	85.79
962 ～ 962	0	0.00	20.21	0	0.00	10.73	0	0.00	85.79
963 ～ 963	7	0.16	20.38	7	0.19	10.92	0	0.00	85.79
964 ～ 964	0	0.00	20.38	0	0.00	10.92	0	0.00	85.79
965 ～ 965	17	0.40	20.78	17	0.46	11.37	0	0.00	85.79
966 ～ 966	2	0.05	20.82	2	0.05	11.43	0	0.00	85.79
967 ～ 967	0	0.00	20.82	0	0.00	11.43	0	0.00	85.79
968 ～ 968	3	0.07	20.90	0	0.00	11.43	4	0.75	86.54
969 ～ 969	6	0.14	21.04	0	0.00	11.43	6	1.12	87.66
970 ～ 970	6	0.14	21.18	5	0.13	11.56	2	0.37	88.04
971 ～ 971	6	0.14	21.32	1	0.03	11.59	3	0.56	88.60
972 ～ 972	0	0.00	21.32	0	0.00	11.59	0	0.00	88.60
973 ～ 973	0	0.00	21.32	0	0.00	11.59	0	0.00	88.60
974 ～ 974	0	0.00	21.32	0	0.00	11.59	0	0.00	88.60
975 ～ 975	0	0.00	21.32	0	0.00	11.59	0	0.00	88.60
976 ～ 999	132	3.11	24.43	111	2.99	14.58	22	4.11	92.71
1,000 ～ 1,099	503	11.85	36.28	483	13.02	27.60	20	3.74	96.45
1,100 ～ 1,199	596	14.04	50.32	591	15.93	43.53	5	0.93	97.38
1,200 ～ 1,299	440	10.37	60.68	438	11.81	55.34	2	0.37	97.76
1,300 ～ 1,399	407	9.59	70.27	403	10.86	66.20	4	0.75	98.50
1,400 ～ 1,499	335	7.89	78.16	335	9.03	75.23	0	0.00	98.50
1,500 ～	927	21.84	100.00	919	24.77	100.00	8	1.50	100.00
計	4,245	100.00		3,710	100.00		535	100.00	
月平均賃金額	217,862			233,075			112,331		
時間当たり平均額	1,305			1,360			924		
第1・20分位数	850			907			845		
第1・10分位数	900			957			850		
第1・4分位数	1,003			1,079			850		
中位数	1,198			1,243			900		

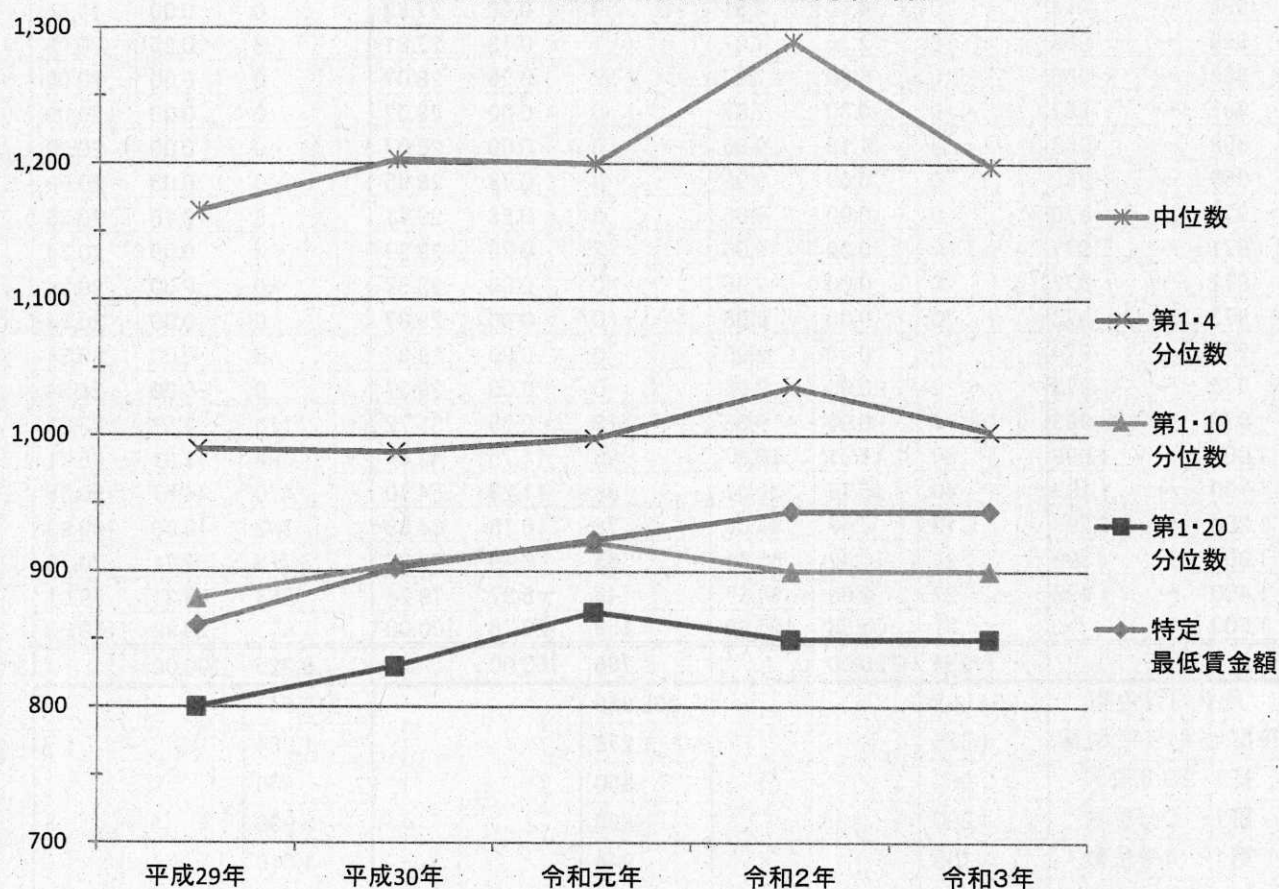
令和3年 規模別・賃金階級別 労働者数・分布率

1時間当たり 所定内賃金額	1～9人			10～29人			30～99人		
	労働者数	分布 (%)	累積 分布 (%)	労働者数	分布 (%)	累積 分布 (%)	労働者数	分布 (%)	累積 分布 (%)
～ 943	7	2.76	2.76	155	20.23	20.23	465	14.42	14.42
944 ～ 944	0	0.00	2.76	38	4.96	25.20	25	0.78	15.19
945 ～ 945	0	0.00	2.76	0	0.00	25.20	41	1.27	16.47
946 ～ 946	0	0.00	2.76	0	0.00	25.20	4	0.12	16.59
947 ～ 947	0	0.00	2.76	0	0.00	25.20	4	0.12	16.71
948 ～ 948	0	0.00	2.76	0	0.00	25.20	13	0.40	17.12
949 ～ 949	0	0.00	2.76	2	0.26	25.46	4	0.12	17.24
950 ～ 950	0	0.00	2.76	11	1.44	26.89	16	0.50	17.74
951 ～ 951	0	0.00	2.76	2	0.26	27.15	5	0.16	17.89
952 ～ 952	0	0.00	2.76	2	0.26	27.42	4	0.12	18.02
953 ～ 953	0	0.00	2.76	0	0.00	27.42	0	0.00	18.02
954 ～ 954	0	0.00	2.76	0	0.00	27.42	5	0.16	18.17
955 ～ 955	0	0.00	2.76	2	0.26	27.68	12	0.37	18.54
956 ～ 956	0	0.00	2.76	0	0.00	27.68	4	0.12	18.67
957 ～ 957	0	0.00	2.76	0	0.00	27.68	7	0.22	18.88
958 ～ 958	0	0.00	2.76	0	0.00	27.68	0	0.00	18.88
959 ～ 959	0	0.00	2.76	0	0.00	27.68	0	0.00	18.88
960 ～ 960	3	1.18	3.94	0	0.00	27.68	27	0.84	19.72
961 ～ 961	0	0.00	3.94	0	0.00	27.68	0	0.00	19.72
962 ～ 962	0	0.00	3.94	0	0.00	27.68	0	0.00	19.72
963 ～ 963	4	1.57	5.51	0	0.00	27.68	4	0.12	19.84
964 ～ 964	0	0.00	5.51	0	0.00	27.68	0	0.00	19.84
965 ～ 965	6	2.36	7.87	1	0.13	27.81	8	0.25	20.09
966 ～ 966	0	0.00	7.87	2	0.26	28.07	0	0.00	20.09
967 ～ 967	0	0.00	7.87	0	0.00	28.07	0	0.00	20.09
968 ～ 968	3	1.18	9.06	0	0.00	28.07	0	0.00	20.09
969 ～ 969	0	0.00	9.06	6	0.78	28.85	0	0.00	20.09
970 ～ 970	0	0.00	9.06	2	0.26	29.11	5	0.16	20.25
971 ～ 971	0	0.00	9.06	2	0.26	29.37	3	0.09	20.34
972 ～ 972	0	0.00	9.06	0	0.00	29.37	0	0.00	20.34
973 ～ 973	0	0.00	9.06	0	0.00	29.37	0	0.00	20.34
974 ～ 974	0	0.00	9.06	0	0.00	29.37	0	0.00	20.34
975 ～ 975	0	0.00	9.06	0	0.00	29.37	0	0.00	20.34
976 ～ 999	0	0.00	9.06	18	2.35	31.72	115	3.57	23.91
1,000 ～ 1,099	30	11.81	20.87	90	11.75	43.47	384	11.91	35.81
1,100 ～ 1,199	40	15.75	36.61	86	11.23	54.70	470	14.57	50.39
1,200 ～ 1,299	19	7.48	44.09	78	10.18	64.88	342	10.60	60.99
1,300 ～ 1,399	29	11.42	55.51	65	8.49	73.37	313	9.71	70.70
1,400 ～ 1,499	22	8.66	64.17	45	5.87	79.24	268	8.31	79.01
1,500 ～	91	35.83	100.00	159	20.76	100.00	677	20.99	100.00
計	254	100.00		766	100.00		3,225	100.00	
月平均賃金額	254,687			206,959			217,547		
時間当たり平均額	1,525			1,276			1,294		
第1・20分位数	963			850			850		
第1・10分位数	1,000			886			900		
第1・4分位数	1,139			944			1,010		
中位数	1,333			1,160			1,196		

1時間当たり所定内賃金額の特性値の推移(5年間)

年	特定 最低賃金額	第1・20 分位数	第1・10 分位数	第1・4 分位数	中位数	未満率	影響率
平成29年	860	800	880	990	1,165	9.2%	15.28%
平成30年	902	830	905	988	1,203	8.1%	14.97%
令和元年	923	870	921	998	1,200	10.0%	17.72%
令和2年	944	850	900	1,036	1,290	14.3%	—
令和3年	944	850	900	1,003	1,198	14.77%	—
前年比 増減	0	0	0	-33	-92		

輸送用機械器具製造業(全労働者)



最低賃金引上げ額・率と影響率の関係表

件名	福岡県輸送用機械器具製造業				
業種					
現行の最低賃金額	時間額			944円	
未満率	14.77%				
項番	時間額			影響率	未満労働者数
	引上げ額	引上げ率	引上げ後時間額		
1	1	0.11	945	16.25	690
2	2	0.21	946	17.22	731
3	3	0.32	947	17.31	735
4	4	0.42	948	17.41	739
5	5	0.53	949	17.71	752
6	6	0.64	950	17.86	758
7	7	0.74	951	18.49	785
8	8	0.85	952	18.63	791
9	9	0.95	953	18.80	798
10	10	1.06	954	18.80	798
11	11	1.17	955	18.89	802
12	12	1.27	956	19.22	816
13	13	1.38	957	19.32	820
14	14	1.48	958	19.51	828
15	15	1.59	959	19.51	828
16	16	1.69	960	19.51	828
17	17	1.80	961	20.21	858
18	18	1.91	962	20.21	858
19	19	2.01	963	20.21	858
20	20	2.12	964	20.38	865
21	21	2.22	965	20.38	865
22	22	2.33	966	20.78	882
23	23	2.44	967	20.82	884
24	24	2.54	968	20.82	884
25	25	2.65	969	20.90	887
26	26	2.75	970	21.04	893
27	27	2.86	971	21.18	899
28	28	2.97	972	21.32	905
29	29	3.07	973	21.32	905
30	30	3.18	974	21.32	905

※ 基礎調査番号

※ 市区町村番号

※ 事業所番号

※ 産業分類番号
大 中 小 細

※ 事業所
業種番号

※ 対象
区分

最低賃金に関する実態調査

最低賃金に関する基礎調査票

(令和3年6月)

枚のうち 枚目

厚生労働省



政府統計

この調査票に記入された事項については、統計以外の目的に使ったり、他に漏らしたりすることはありません。

【記入上の注意】

- ※欄は記入しないでください。
- 令和3年6月1日現在(ただし、2の(8)~(14)については実績ではなく、令和3年6月分の見込み)の状況を記入して下さい。
- 記入にあたっては、黒又は青のボールペンを使ってください。(太線)の中について記入して下さい。イ、数字はすべて1, 2, 3, ……の算用数字を使ってください。ロ、○で囲む場合は、黒又は青のボールペンを使ってください。(注1) 労働者には以下の者を除きます。ただし、ロ又はハの者でも、一般の労働者と同じように勤務し、同じ給与規則によって給与を受けている場合は労働者に含まれます。イ、事業主、社長 ロ、理事、取締役などの役員 ハ、家族従業員 (注2) 2の(13)について、例えば土曜日など1日の所定労働時間の半分だけ働く場合は0.5日と数えてください。

連絡先 TEL

主要な生産品の名称又は事業の内容(主要とは総売上高の最も多いものをいいます。)

記入担当者

法人番号

注) 個人事業主の場合、法人番号欄は記入不要です。

1. 事業所に関する事項 (注)

事業所の労働者数(注1) (臨時、パートを含む) 令和3年6月1日現在	男	女	計
	人	人	人

2. 労働者に関する事項

【上記1の労働者全員について記入してください。ただし、労働者数が30人以上の事業所では、労働者名簿などから、特定の職種等の労働者にかたよらないように、1人おきに選んで、記入してください。】

(1) 一連番号 10人目以降は十の位を記入してください。	(2) 労働者番号 (番号、記号、氏名) 等方法でも結構ですが、後に内容についてお尋ねすることがありますので、お尋ねのしやすさに配慮をお願いします。	(3) 性別 男 女	(4) 就労形態 パート、アルバイト、一般	(5) 年齢 歳	(6) 勤続年数 3月31日現在 6月30日現在 9月30日現在 12月31日現在 1年以上以上 2年以上以上 3年以上以上 4年以上以上 5年以上以上	(7) 職種又は仕事の内容 「※対象区分」が2の事業所のみ記入してください。例えば、清掃、運搬、はんだ付けなどと具体的に記入してください。なお、技能習得中のお入所者については、(技能習得中)と記入してください。	(8) 基本給の賃金形態及び6月の基本給額 賃金形態が月給なら月給を、日給なら日給を、時間給なら時間給を、記入してください。女働することなく働いた場合(出来高)の場合は通常の標準賃金に支払われるべき金額を記入してください。			6月分の諸手当(月額)			(14) 1日の所定労働時間 休憩時間を除く。	※ 事務処理欄
							月給 1 2 3	日給 1 2 3	時間給 1 2 3	(9) 精皆勤手当 支給がない場合は0を記入してください。	(10) 通勤手当 支給がない場合は0を記入してください。	(11) 家族手当 支給がない場合は0を記入してください。		
1		1 2	1 2	1	1 2 3 4 5 6									
2		1 2	1 2	1	1 2 3 4 5 6									
3		1 2	1 2	1	1 2 3 4 5 6									
4		1 2	1 2	1	1 2 3 4 5 6									
5		1 2	1 2	1	1 2 3 4 5 6									
6		1 2	1 2	1	1 2 3 4 5 6									
7		1 2	1 2	1	1 2 3 4 5 6									
8		1 2	1 2	1	1 2 3 4 5 6									
9		1 2	1 2	1	1 2 3 4 5 6									
0		1 2	1 2	1	1 2 3 4 5 6									

【注】2枚目以降については、1. 事業所に関する事項欄は記入する必要はありません。